

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

MARCH 2ND 2016

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 国務院 サービス貿易強化の方針を発表

【産 業】

- 1月の70大中都市住宅価格 38都市で前月比上昇
- 1月の新車販売台数 前年同月比+7.7%
- 国務院常務会議 新エネルギー車産業の発展促進方針を決定

■ EXPERT VIEW

- 中国における外国人の就労に関する近時の動向について

本邦におけるご照会先:

三菱東京UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【経済】

◆国務院 サービス貿易強化の方針を発表

国務院は2月25日、サービス貿易の強化に関する試行案(「サービス貿易の革新的発展の試行に同意する回答書」)を発表した。10省市と5つの国家級新区(注)を試行対象地域とし、試行期間は2年としている。

具体的には、サービス業の開放拡大(金融、教育、文化、医療、介護等分野の対外開放推進)やサービス貿易発展モデルの刷新(ビッグデータ、モノのインターネット(IoT)等の新技術利用等)を通じてサービス貿易の高度化を図ると共に、観光、研究開発・設計、会計コンサルティング、資産評価等分野の企業のグローバルな経営展開も支援していく方針を示した。

また、政策支援の面では、税制優遇政策の整備(技術先進型サービス企業の認定範囲を拡大し、認定された企業に対し所得税を15%に減税、従業員の教育費のうち賃金総額8%未満を税前控除等)、サービス貿易革新発展基金の設立等を挙げた。

(注)10省市:天津市、上海市、海南省、深圳市、杭州市、武漢市、広州市、成都市、蘇州市、威海市

5つの国家級新区:ハルビン新区、江北新区、两江新区、貴安新区、西咸新区

【産業】

◆1月の70大都市住宅価格 38都市で前月比上昇

国家統計局は2月26日、1月の70大都市の住宅価格指数を発表した。

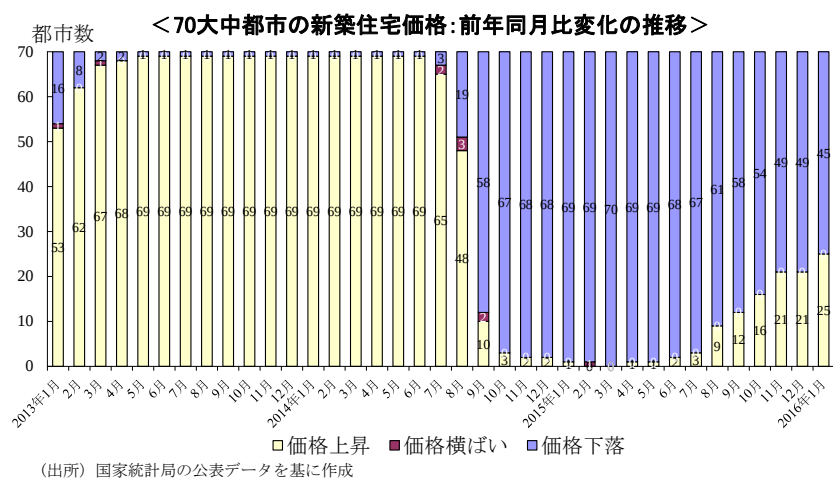
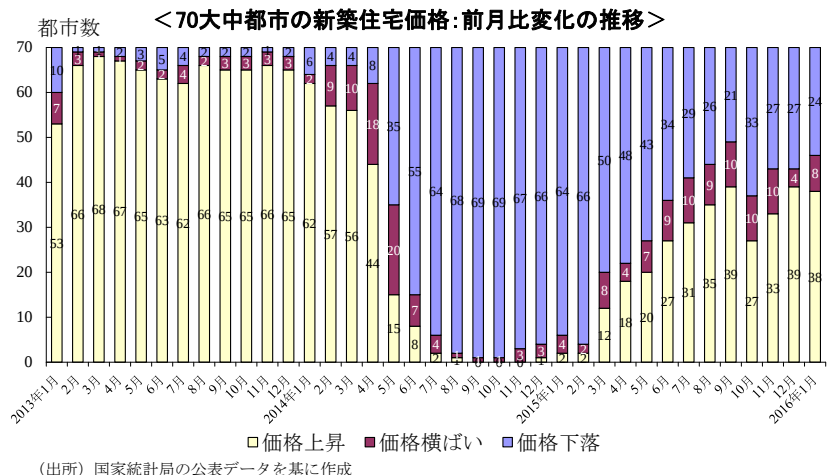
新築商品住宅価格について、前月比上昇した都市数は前月より1都市減少して38都市、前月比下落した都市数は前月から3都市減少して24都市となった。

具体的には、深圳市が前月比+4.1%、上海市が同+2.6%、南京市が同+2.5%、廈門市(福建省)が同+2.0%と上昇幅が大きく、ウルムチ市(新疆ウイグル自治区)が同▲0.8%、韶関市(広東省)が同▲0.7%と下落幅が大きかった。

一方、対前年同月比では、価格が上昇した都市数は前月から4都市増加して25都市、下落した都市数は前月から4都市減少して45都市となった。

具体的には、深圳市が前年同月比+52.7%、上海市が同+21.4%、北京市が同+11.3%、広州市が同+10.0%と上昇幅が大きく、湛江市(広東省)が同▲4.9%、蚌埠市(安徽省)が同▲4.0%となった。

同局は、一線都市(注)の平均価格上昇幅は前月比で0.5ポイント拡大し、前年同月比では20%を上回ったのに対し、二線都市(注)の平均価格上昇幅は前月比で0.1ポイント拡大、前年同月比では約1%にとどまり、三線都市(注)では前月比横ばい、前年同月比で下落するなど、一線都市の価格上昇は顕著となっているが、二線、三線都市では依然として回復の兆しが見られないと指摘した。



(注)一線都市:北京、上海、広州、深圳の4都市。
 二線都市:省都、副省都都市を含めた31都市。
 三線都市:70都市から上記一線・二線都市を除いた35都市。

◆1月の新車販売台数 前年同月比+7.7%

中国自動車工業協会の19日の発表によると、1月の自動車販売台数は前年比+7.7%(前月:同+15.4%)の250.1万台と、伸び率は2ヶ月連続で鈍化したものの、単月の販売台数は3ヶ月連続で250万台を超えた。

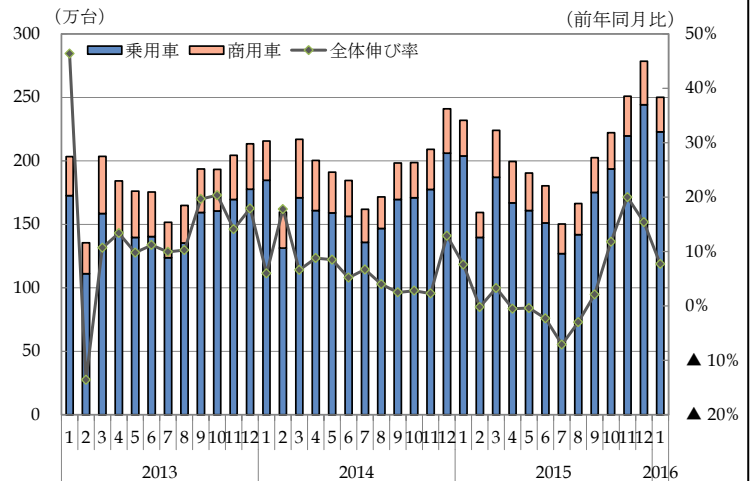
車種別販売では、乗用車が前年同月比+9.3%(前月:同+18.3%)の222.9万台、商用車が同▲3.5%(前月:同▲1.6%)の27.2万台となった。

乗用車のうち、セダンは同▲9.1%(前月:同▲5.3%)の111.1万台、スポーツ用多目的車(SUV)は同+60.5%(前月:同+52.4%)の78.5万台、ミニバン(MPV)は同+15.9%(前月:同+10.1%)の26.1万台と、SUVの伸び率が最も高かった。

また、乗用車のモデル別販売台数トップ10における日系の販売状況を見ると、セダンではCorollaが2.46万台(6位)、SUVではX-Trailが1.73万台(10位)となっている。

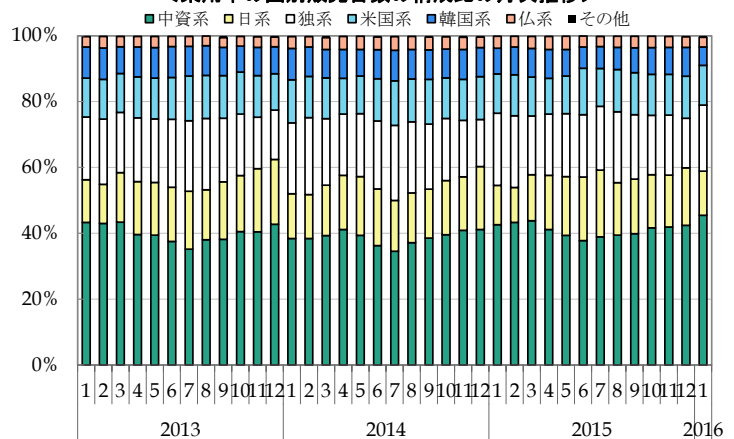
乗用車の国別販売シェアでは、中資系45.5%(前月:42.4%)、独系20.1%(前月:15.0%)、日系13.4%(前月:17.4%)、米系12.1%(前月:12.8%)、韓国系5.6%(前月:8.8%)、仏系2.9%(前月:3.2%)と、独系が最もシェアを伸ばし、外資系の首位に返り咲いた。

＜自動車販売台数の月次推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

＜乗用車の国別販売台数の構成比の月次推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

＜1月の乗用車のモデル別販売台数トップ10＞

(万台)

順位	セダン		SUV		MPV	
	モデル	販売台数	モデル	販売台数	モデル	販売台数
1	Lavida	4.84	哈弗H6	4.22	五菱宏光	7.00
2	Jetta	3.53	宝骏560	4.00	宝骏730	4.00
3	Excelle	3.47	传祺GS4	3.05	欧诺	1.90
4	Santana	3.45	Tiguan	2.76	威旺	1.48
5	Sagitar	3.13	CS75	2.71	风光330	1.40
6	Corolla	2.46	Envision	2.59	菱智	1.15
7	Cruze	2.43	瑞風S3	2.47	S500	1.13
8	Escort	2.43	CS35	2.08	瑞風	1.06
9	Golf A7	2.29	瑞虎	2.08	幻速H3	1.01
10	Passat	2.28	X-Trail	1.73	风光370	1.00

(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成
 ※色かけ部分は日系ブランドモデル。

◆ 国務院常務会議 新エネルギー車産業の発展促進方針を決定

2月24日開催の国務院常務会議で、李克強首相は新エネルギー自動車産業の発展促進方針を決定した。

具体的には、①動力用電池における研究開発の強化と生産販売の拡大、②充電施設の建設の加速化、③バス、タクシー、ゴミ収集車、貨物運搬車、政府・公共機関用車等への新エネルギー車の採用拡大、④新エネルギー車の品質、安全性の向上、⑤補助金制度の改善、補助金詐欺の取り締まり、新エネルギー車に対する地方政府の車両購入制限・走行制限の禁止等を挙げた。

RMB REVIEW

今週はデータのための掲載とさせていただきます

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		指数	前日比
2016.02.22	6.5190	6.5172~ 6.5202	6.5195	-0.0009	5.7744	0.0052	0.83895	-0.0001	7.2286	-0.0084	2.2700	3063.75	69.53
2016.02.23	6.5289	6.5253~ 6.5295	6.5264	0.0069	5.8226	0.0482	0.84016	0.0012	7.1827	-0.0459	2.2500	3038.81	-24.94
2016.02.24	6.5303	6.5303~ 6.5373	6.5326	0.0062	5.8301	0.0075	0.84131	0.0011	7.1779	-0.0048	2.4000	3065.63	26.82
2016.02.25	6.5335	6.5327~ 6.5350	6.5340	0.0014	5.8253	-0.0048	0.84099	-0.0003	7.1922	0.0143	2.4700	2868.67	-196.96
2016.02.26	6.5343	6.5342~ 6.5400	6.5372	0.0032	5.7890	-0.0363	0.84175	0.0008	7.2049	0.0127	2.4000	2895.60	26.93

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京 UFJ 銀行国際業務部作成

中国における外国人の就労に関する近時の動向について

1.はじめに

中国における外国人の就労に関し、近時、上海市と北京市において、実務に影響を及ぼす制度の変更がありました。具体的には、上海市においては、一部の人材に対する中国での就労年齢制限の緩和が実施され、北京市においては、外国人の就労審査認可のプロセスに電子審査手続が導入されました。いずれも、中国に拠点を有する日系企業に与える影響が小さくないため、本稿ではこれらについてご紹介します。

2.上海市-就労年齢制限の緩和

外国人が中国において就労する場合の条件¹には、年齢の下限(18歳以上)は規定されていますが、年齢の上限は規定されていません(「外国人の中国における就労管理規定」²(以下「外国人就労規定」といいます)第7条参照)。

もっとも、各地方の労働行政部門が外国人就労規定に基づき制定する実施細則³では、年齢上限が規定されていることがあり、例えば上海市の場合、『外国人就労規定』を貫徹することに関する上海市労働局の若干意見⁴第6条第6号で、男性は通常18歳以上 60歳以下、女性は通常18歳以上 55歳以下を就労の年齢条件とし、60歳以下又は55歳以下という年齢上限が規定されています。

日系企業では、中国の投資先等に出向させるに適した技術者又は中高級管理職が60歳前後になるケースが少なくないものの、年齢上限のために就労ビザの取得又は就労証の更新が行えなかったり、年齢上限の条件で厳しく審査され、手続に時間を要したりするケースが生じていました。

そのような中、中国政府が昨年3月に公布した「体制構造改革を深化し、イノベーションによる発展戦略の実施を加速することについての若干意見」⁵では、「より競争力を備えた人材を惹きつける制度の実施」を目的として、一定の条件を満たす外国人⁶の就労年齢制限を撤廃することが明らかにされ、

¹ 以下の条件が規定されています。

- ① 18歳以上で、身体が健康であること
- ② その業務に従事するのに必要な専門技能及び相応する業務経験を有すること
- ③ 犯罪記録のないこと
- ④ 確定した使用者を有すること
- ⑤ 有効な旅券又は旅券に代替することができるその他の国際旅行証明書を保有すること

² 労部発[1996]29号、1996年1月22日公布、同年5月1日施行、2010年11月12日改正

³ 外国人就労規定第35条が、各地方の労働行政部門に実施細則を制定する権限を認めています。

⁴ 滬勞外発[1998]25号、1998年4月14日公布、同日施行

⁵ 中発[2015]8号、2015年3月13日公布、同日施行

⁶ 具体的には、一定条件を満たしている国外のハイレベル技術イノベーション人材とされています。

これを受け、上海市では、昨年 5 月公布の「グローバルな影響力のある科学技術イノベーションセンターの建設を加速することに関する意見」⁷において、年齢制限を緩和することを明らかにしました。またこれに続く 6 月には、「上海科学技術イノベーションセンター建設を支持するための一連の出入国政策措置」及びその実施細則⁸を公布し、下記の 2 種類の海外人材に対しては、60 歳という就労年齢の上限を設けないこととしています。

上海において就労年齢制限が緩和される海外人材

- | |
|---|
| (1) 人材主管部門に認定された海外人材 |
| (2) 科学技術イノベーションセンターの「業種リスト」に記載されている企業に雇用され、かつ担保された外国人 |

(1) 人材主管部門に認定された海外人材について

上記のうち、(1)の「認定」基準については、更に上海市人力資源及び社会保障局等公布の「グローバルな影響力のある科学技術イノベーションセンターの建設に寄与し、より開放的な海外人材誘致政策を実施するための実施規程（試行）」⁹において規定されており、同規程では、ハイレベル人材を 4 つに分類¹⁰した上で、特に企業の人材に関する「企業の傑出人材、専門人材」として認定される基準を以下のとおりとしています。

人材主管部門に認定される海外人材（企業の傑出人材、専門人材）

- | |
|---|
| ① 上海市の国有企業、ハイテク技術企業（科技部門認定）の <u>中高級管理要員、技術要員及び科学研究の中核となる者</u> |
| ② 多国籍会社上海地域総部、研究開発センター、投資性会社の <u>中高級管理要員、技術要員及び科学研究の中核となる者</u> |
| ③ 上海市奨励類外商投資企業、外商投資先進技術企業又は外商投資製品輸出企業の <u>中高級管理要員、技術要員及び科学研究の中核となる者</u> |
| ④ 登録資本金が 300 万米ドル以上の企業又は個人投資企業の <u>中高級管理要員、技術要員及び科学研究の中核となる者</u> |
| ⑤ 国家及び上海市に認定された企業エンジニアリング研究センター（発展改革部門認定）、エンジニアリング実験室（発展改革部門認定）、エンジニアリング技術研究センター（科技部門認定）、企業技術センター（経済情報部門認定）及び上海市技術イノベーションサービスプラットフォーム（科技部門認定）の <u>中高級管理要員、技術要員及び科学研究の中核となる者</u> |
| ⑥ 特別な専門的知識・技能を有し、かつ上海市において緊急需要のある高級技術者、エンジニア等のハイスکیل人材 |

⁷ 2015年5月25日公布、同日施行

⁸ 当該措置及びその実施細則に関する本文の内容は、上海市出入国管理局の以下のウェブサイト記載の内容等に基づいています。

http://crj.police.sh.cn/kczx_page.jsp?ggbh=1000000020

⁹ 滬人社外発[2015]35号、2015年8月5日公布、同日施行

¹⁰ 以下の4つの分類です。

- i 著名な賞の受賞者又はハイレベル人材計画の入選者
- ii 著名な専門家、学者、傑出人材、専門人材
- iii 企業の傑出人材、専門人材
- iv 特別な専門的知識・技能を有し、かつ上海市において緊急需要のあるその他の特別な人材

- ⑦ 重大な技術発明、特許等の自らの知的財産権又はノウハウを有し、上海市で企業を創業する者（登録資本金が通常 20 万米ドルを下回らず、個人の持分が 30%を下回らず、かつ筆頭株主である場合）

したがって、上記のいずれかの基準に該当する人材については、今後、就労年齢の上限による制限を受けないことになります。

なお、上記基準のうち、①～⑤において、「中高級管理要員、技術要員及び科学研究の中核となる者」との条件が共通しており、当該条件の具体的な意義が問題となりますが、現在のところ当該条件に関する明確な規定はありません。もっとも、この点について、本稿の作成にあたり、上海市人力資源及び社会保障局の海外人材認定担当部門にヒアリングを行ったところ、「同条件については、ケースバイケースの判断が必要であるが、同部門の理解では、通常、マネージャーレベル又はプロジェクト担当者が該当する」旨の回答がありましたので、当該回答内容が参考に値します。

(2) 科学技術イノベーションセンターの「業種リスト」に記載されている企業に雇用され、かつ担保された外国人について

上記のうち、(2)で挙げられている「業種リスト」について、上海市人力資源及び社会保障局等が昨年 12 月に 2015 年度の「業種リスト」を公表しました¹¹。当該リストでは、主にハイテク技術類企業、戦略新興類企業、外商投資研究開発センター、科学技術イノベーションに寄与する多国籍会社の地域本部、貿易型本部、本部型機構等」から構成され、合計で 6645 社が挙げられています。

3. 北京-外国人の就労審査認可のプロセス変更

まず、就労年齢制限の緩和の点については、北京市でも、2016 年 1 月に「北京のイノベーション発展を支持するための出入国政策措置 20 項目」が公表され、同措置では、「中関村」エリアの起業チームの外国籍メンバーや「中関村」エリアの企業が招聘した外国籍の技術者に対し、60 歳という年齢制限を設けないとされています。しかし、同措置についての具体的な実施細則等は公布されておらず、本稿の作成にあたり北京市人力資源及び社会労働局にヒアリングを行ったところ、「現時点では、特段、海外人材に関する就労年齢の制限は緩和していない状況である」との回答でした。

その一方で、北京市では、外国人の就労審査認可のプロセスに変更がありました。具体的には、審査許可の効率向上及び電子管理化の実現を目的として、北京市外国専門家及び外国人就労事務センターが、2016 年 1 月より「外国人就労証申請システム」¹²を導入しました。これにより、北京

¹¹ 2015年度の「業種リスト」は以下のウェブサイトより参照できます。

<http://files.shafesa.gov.cn/html/606ab8b7-1ac8-425a-ae7b-48e3190ed49c.htm>

¹² 同システムは、以下のウェブサイトより閲覧できます。

<https://www.bjrbj.gov.cn/uamsso/login?service=http://www.bjrbj.gov.cn/platform/login.ht?url=/main.ht>

市では、外国人の就労関連業務の申請手続¹³が、以下のとおり変更されました¹⁴。

【従前の手続】:「窓口での書類審査手続」のみ

【今後の手続】:「電子審査手続」⇒「窓口での書類審査手続」

今後の手続	
電子審査手続	① 専用 USB キーの購入 「外国人就労証申請システム」を利用するための専用の USB キー (280 人民元/個) を外国専門家局において購入する。 ② 会社のユーザー登録手続 「外国人就労証申請システム」をインストールした上でユーザー登録を行う。その際、①の専用 USB キーがなければ、システムのインストールができない。ユーザー登録は、企業の関連情報を入力した上で外国専門家局の審査を受けることで完了する。審査には 2、3 日を要する。 なお、実務では、日本語 OS のパソコンでは「外国人就労証申請システム」をインストールできない、必要とされる情報以外の情報の入力を求められたなどの事例を耳にしている。 ③ 電子審査申請 企業はユーザー登録後、オンライン上で、「外国人就労登記表」に申請関連情報を記入し、電子審査の申請を提出するとともに、窓口での書類審査の提出日を予約する。なお、現在の実務では、電子審査には 3 日程度を要する。
窓口での書類審査手続	電子審査で許可を得た後、企業は、「外国人就労登記表」をプリントアウトし、他の申請資料とともに、北京市外国専門家局に提出する。当該手続は、従来の書類審査手続から変更はない。通常 5 日程度を要する。

電子審査手続の導入初期段階であるためか、北京現地で聞くところによれば、電子審査手続に予想以上に時間を要するケースが少なくないようです。このため、北京市において外国人の就労関連業務の申請手続を行う場合には、余裕を持った対応を行う必要があります。

黒田法律事務所
弁護士 鈴木龍司
中国弁護士 譚 婷婷

¹³ 具体的には以下の各申請手続です。

- ① 外国人就労許可証書の申請手続
- ② 外国人就労証の取得申請手続
- ③ 外国人就労証の延長、変更、取消しの申請手続
- ④ 外国人の中国における短期就労許可及び就労証明の申請手続
- ⑤ その他外国人就労に関する手続

¹⁴ 本文の記載は、以下の通知等に基づいています。

2015年11月19日付北京市外国専門家局公表の『『北京市外国専門家情報システム』の電子証明書処理についての通知』(http://www.bjrbj.gov.cn/wzzx/live/live05/live0502/201511/t20151120_53107.html)

2015年11月24日付北京市外国専門家及び外国人就労事務センター公表の『『北京市外国専門家情報システム』の起動についての通知』(http://www.bjrbj.gov.cn/wzzx/live/live05/live0502/201511/t20151130_53350.html)

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2016 年 4 月 2 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=M6AnfD>